

特集Ⅳ ケーススタディ iDeCo+の導入の現場から

個人型でありながら、企業が主導する側面もあるiDeCo+。導入事例を使いながら、企業型DCの導入にはない留意点や難しさなどをお伝えしたいと思います。



社会保険労務士法人ディクシーズ
DCTA・iDeCo+普及推進研究会
船橋 郁恵 (ふなはし いくえ)

はじめに

2020年10月に、iDeCo+（イデコプラス・中小事業主掛金納付制度）を実施できる中小企業の事業主規模が、従業員数300人以下に拡大されました。これに伴い、iDeCo+の導入を前向きに検討される企業がますます増えるのではないかと思います。そこで、ここでは実際にiDeCo+の導入を決定し、2021年4月の運用開始に向けて準備中である企業の事例をご紹介します。

きっかけは退職金制度導入の検討から

今回ご紹介する企業は、役員1名と従業員2名のコンサルティング会社（A社）です。A社は長らく役員1名と従業員1名でしたが、顧問先数の増加に伴い、昨年、従業員1名が新しくメンバーに加わりました。3名の少ないメンバーだからこそ、長く安心して働くことができる環境を整えたいということで、退職金制度の導入を検討することになりました。

中小企業でも導入しやすい退職金制度として候補に挙がったのは、①中小企業退職金共済制度（中退共制度）、②企業型確定拠出年金制度（企業型DC）、③iDeCo+です。iDeCo+は、従業員の老後の所得確保に向けた支援制度、つまり福利厚生制度であり、退職金制度ではありません。しかし、従業員の老後の生活を支えるという面では、退職金制度と同じ性質があります。実際、中小企業で退職金制度の導入を検討する場合、上記の3つの制度が、多くの企業で候補となるのではないかと思います。3つの制度には、それぞれに異なる特徴や利点がありますが、役員も加入できるという点、導入や運用の事務負担が少ないという点を考慮し、A社では、iDeCo+を導入することに決定しました。

導入までの流れ

(1) 事業主による手続き

iDeCo+の導入にあたり、まず初めに行ったのは「中小事業主掛金納付事業所登録申請書（事前登録用）」と「預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」の提出です。後述の(2)で従業員が手続きを行う際、事業主の登録番号を記入する必要があります。そのため、まだ「事業主払込」での番号を取得していない事業所の場合には、まず登録を済ませておくことで、従業員の手続きをスムーズに進めることができます。なおこの登録番号は、書類の受理から2週間ほどで発行されます。計画的に導入を進めるためにも、上記2つの届出については、導入を検討するタイミングで申請、申込をするのが良いと思います（登録のみのため、結果的に事業主掛金納付を導入しなくても問題はありません）。

導入決定後は、制度の詳細を決めていきます。A社は3名の企業ですので、導入の可否や事業主の掛金額等も全員で協議を行いました。ある程度の従業員数の企業の場合には、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者（厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合）に対して、提案、協議が必要です。

A社では、制度開始時期を2021年4月、拠出対象者は勤続期間半年経過後の者とする、また事業主掛金は全員同額とすることで労使合意をし、事業主掛金を拠出することについて個別の同意を得ました。

制度開始時期を決定する際に気を付けなければならないのは、従業員の手続きに掛かる期間を考慮するという点です。中退共や企業型DCと異なり、iDeCo+は従業員一人ひとりの手続きが必要となりますので、期間に余裕をもって決めなく

筆者プロフィール

出版社にて管理部門を担当したのち、2008年より社会保険労務士法人ディクシーズに勤務。中小企業の労務管理支援とともに、企業型確定拠出年金やiDeCo+の制度導入支援を行う。1級企業年金総合プランナー、社会保険労務士。DCTA・iDeCo+普及推進研究会所属。

てはなりません。なお、iDeCo+の開始時期はあらかじめ決めることができますが、従業員のiDeCo（個人型確定拠出年金制度）への加入時期や掛金納付方法の変更時期は、それぞれの従業員の書類提出時期や運営管理機関の受付締切日によって異なります。

従業員が、iDeCo+運用開始時期に合わせてiDeCoへの加入を希望する、というケースも考えられますが、書類に不備等があればiDeCoの加入が遅れてしまうことがあります。逆に、早めに手続きを進めれば、制度運用開始前にiDeCoの加入が完了し、事業主拠出が始まる前に、自分の掛金分のみ先に拠出がスタートすることも考えられます。そのため、制度開始時期前後には上記のようなケースが起こり得るということ、加入対象者にはあらかじめ説明しておく必要があると思います。

また、企業側も、制度導入前後は従業員一人ひとりの手続きの進捗状況を把握し、手続きや給与計算時に漏れの無いように進めていくことが大切です。

(2) 従業員による手続き

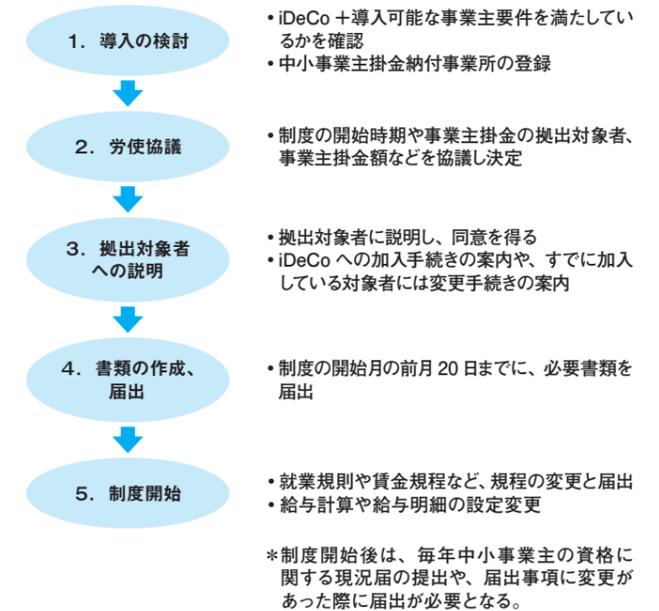
A社では、既に1名がiDeCoに加入しており、「個人払込」で掛金を納付しています。この場合、従業員が運営管理機関に「加入者掛金納付方法変更届」を提出し、納付方法を「事業主払込」に変更しなくてはなりません。また、掛金額を変更する場合には、併せて「加入者掛金額変更届」の提出も行います。

一方、現在iDeCoに加入していない2名は、運営管理機関の選定から取り掛かります。企業型DCと異なり、iDeCo+では運用商品やサービスの内容、手数料等を比較し、それぞれが自分に合った運営管理機関を選択することができます。ただし、運営管理機関の選定から資料請求、手続き等はすべて従業員が自ら行いますので、スムーズに手続きが進むよう、一人ひとりに合わせたフォローが必要となります。

導入後の課題は

現在A社では、2021年4月のiDeCo+運用開始に向けて、事業主と従業員がそれぞれ手続きを進めているところです。このうち従業員の手続きにおいては、運営管理機関の選定や運用方法を選択する際、どのように決定すべきか戸惑うケースがみられました。そのため、加入時の投資教育として運営管理機関選定の際のポイントや、DC制度における投資の基礎

iDeCo+導入までの流れの例



知識等の説明を行いました。

現在企業型DCでは、導入時や加入時の投資教育及び加入後の継続教育が努力義務となっていますが、iDeCo+では、いずれもなっていません。しかし、企業型か個人型かの違いはあっても、加入者である従業員にとって、投資や運用に関する知識の重要性に違いはありません。企業型DCでは、導入時や加入時の投資教育はもちろん、継続教育の方法や内容についても、運営管理機関と連携を図ることができますが、iDeCo+では事業主が運営管理機関と個別に契約を結ぶものではないため、個別の運営管理機関と連携することができません。今後、加入者にとって必要となる投資教育をどのように継続していくのか、その方法や内容について、検討していく必要があります。

また、A社では今後事業が拡大し成長した際には、事業主掛金を増額していきたいと考えています。事業主掛金が増えることは、従業員にとって大きなメリットです。しかし、導入時点で事業主掛金と加入者掛金を合計して23,000円/月を拠出する予定の従業員の場合、掛金の合計をこれ以上増額することはできません。事業主掛金が増えた分、加入者掛金を減額する場合、減額分の活かし方についても、有益な情報を提供できればと考えています。

終わりに

iDeCo+は、中小企業でも従業員の老後を豊かにするための支援ができる制度です。従業員の福利厚生を充実させるとともに、企業の魅力を増すことができる制度として、導入を検討されてみてはいかがでしょうか。